

恵美公園 整備運営事業
基本協定書（案）

本基本協定書（案）は、市及び事業者の、現時点において想定される本事業の基本的事項を記載したものであり、設置等予定者が提出する公募設置等計画の内容及び設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

特定公園施設の管理運営を行わない場合、※印の記載内容は削除します。

**恵美公園 整備運営事業
基本協定書（案）**

大阪市（以下「市」という。）と設置等予定者の代表構成員たる●●並びに構成員たる●●及び●●（以下総称して「事業者」という。）は、恵美公園整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。なお、本基本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定において用いる用語の定義は、「恵美公園設置運営事業公募設置等指針」（以下「公募設置等指針」という。）に定められたとおりとする。

（趣旨）

第1条 本基本協定は、本事業の円滑な実施のため、本事業に関する実施協定書（以下「実施協定」という。）を締結するまでの、市及び事業者の義務等の基本的な事項を定めるものとする。

（責務）

第2条 市及び事業者は、本基本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

2 市は、公募設置等指針の規定に従い事業者が市に提出した公募設置等計画について、本事業の選定会議等での意見を踏まえ、必要に応じ事業者に対して公募設置等計画の修正を指示できるものとする。市は、事業者が上記指示に基づき公募設置等計画の修正を行ったのち、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項に基づき認定するものとする。

3 事業者は、公募設置等指針の規定に従い事業者が市に提出した公募設置等計画及び付随する一切の書類を基に、本事業の実施に向け、市と協議を行うものとする。

4 事業者は、本事業の実施に伴い、都市公園法第5条第1項前段の規定又は都市公園法第6条第1項の規定に基づき公園管理者以外の者が設置又は占用している施設について、移設又は建替え若しくは撤去する必要がある場合は、当該施設所有者と誠意をもって協議するものとする。

（役割分担等）

第3条 事業者は、本事業の実施に際し、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名	担当構成員（協力法人）
（公募対象公園施設に関する業務）	
①公募対象公園施設の設計業務	●●（●●）
②公募対象公園施設の整備業務	●●（●●）
③公募対象公園施設の所有	●●
④公募対象公園施設の管理運営業務	●●
（特定公園施設に関する業務）	
⑤特定公園施設の設計業務	●●（●●）
⑥特定公園施設の整備業務	●●（●●）
⑦特定公園施設の管理運営業務※	●●

(構成団体の離脱)

第4条 構成員のいずれかが本事業から離脱した場合であっても、代表構成員及び他の構成員は、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。ただし、代表構成員は離脱できないものとする。

- 2 構成員のいずれかが本事業から離脱したことによって市に増加費用及び損害が発生した場合は、事業者の各構成員は、当該増加費用及び損害の全てを市に対して、連帯して支払い又は賠償しなければならない。

(実施協定の締結)

第5条 市と事業者は、本事業の実施に向けての協議を経て、実施協定を締結するものとする。

- 2 実施協定は、令和●年●月●日までに締結するものとする。ただし、市及び事業者がやむを得ないと認める場合は、市と事業者が協議して新たな期限を定めるものとする。
- 3 前項の規定により新たな期限を定めようとする場合は、市又は事業者は、相手方に対して令和●年●月●日までに申し出なければならない。
- 4 市及び事業者は、実施協定締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。

(実施協定の不調の場合における処理)

第6条 天災地変及びその他の市又は事業者のいずれの責めに帰することができない事由により、次の各号のいずれかに該当し、実施協定の締結に至らなかった場合には、市は本基本協定を解除できるものとし、市又は事業者が本事業の準備のために要した費用及びこの条の規定により本協定を解除するために要した費用については、本基本協定の当事者各自の負担とし、相手方に当該費用を請求することはできない。

- (1) 本事業の実施が不可能又は極めて困難になった場合
- (2) 本事業に関し、極めて重大な変更があった場合（(1)に掲げる場合を除く。）

(任意解除)

第7条 事業者は、事業者の都合により本事業を実施できなくなった場合は、市と協議の上、市の同意を得て、設置等予定者の地位を辞退し、本基本協定を解除することができる。

- 2 事業者は、前項の規定により設置等予定者の地位を辞退しようとするときは、令和●年●月●日（第5条第2項ただし書きの規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに市に対してその旨を申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により本基本協定を解除した場合は、事業者の各構成員は、市に対して連帯して違約金を市が指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の違約金の額は、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備費相当額（いずれも公募設置等計画に記載されたもの。）（以下「施設整備費相当額」という。）の10分の1に相当する額とする。
- 5 前2項の規定は、市に生じた損害が前項に規定する違約金の額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(強制解除)

第8条 市は、次に掲げる場合は、事前に事業者へ通知又協議することなく、事業者の設置等予定者の地位を解消し、本基本協定を解除することができるものとする。

(1) 第5条第2項に規定する期限（同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限）までに実施協定が締結されない場合

(2) 事業者が、次条の規定に違反した場合で、市が本事業の実施に支障があると認める場合

(3) 事業者のいずれかが会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てを行った場合

(4) 事業者のいずれかが次のいずれかに該当する場合

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8章第2節に規定する手続きに従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定した場合

イ 独占禁止法第8章第2節に規定する手続きに従って、同法第7条の2、第8条の3、又は第20条の2から6のいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定した場合

ウ 事業者又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定した場合

エ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当の行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められる場合

オ 暴力団体等が経営に実質的に関与していると認められる場合

カ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団体等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用などしていると認められる場合

キ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団体等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合

ク 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

ケ 役員等又は使用人が、エからクまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用などしていると認められる場合

2 前項に基づき本基本協定が解除された場合は、事業者の各構成員は、市に対して連帯して違約金を市が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前項第1号又は第2号に掲げ

る場合であって事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

- 3 前項の違約金の額は、施設整備費相当額の10分の1に相当する額とする。ただし、第1項第5号に基づく解除の場合、違約金の額は施設整備費相当額の100分の20に相当する額とする。
- 4 前2項の規定は、市に生じた損害が前項に規定する違約金の額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(関連事業等)

第9条 事業者は、本事業に関連して、都市公園法第5条第1項前段の公園施設若しくは同法第6条第1項の工作物その他の物件又は施設の移設、建替え等を行う場合は、当該施設所有者と誠意をもって協議し、事前に移設、建替え等にかかる当該施設所有者の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、本事業に関連して「恵美会館及び恵美老人憩いの家（以下「恵美地域集会所」という。）」の移設建替えを行う場合は、大阪市(所管は浪速区)と次の覚書等を締結しなければならない。

(ア)公園内に独立して整備する場合

「恵美会館及び恵美老人憩いの家の撤去及び原状回復に関する覚書(以下、「覚書」という。)」

(イ)公募対象公園施設内に整備する場合

「公募対象公園施設(恵美地域集会所)の使用貸借契約書(以下「使用貸借契約書①」という。)」

(ウ)公園外に整備する場合

「公園外施設(恵美地域集会所)の使用貸借契約書(以下「使用貸借契約書②」という。)」

- 3 事業者は、本事業に関連して公募対象公園施設内に恵美地域集会所を整備し、防災物品倉庫スペースを確保する場合は、大阪市(所管は浪速区)と2(2)「使用貸借契約書①」にその内容を加え締結しなければならない。公募対象公園施設内に防災物品倉庫スペースのみを整備する場合は、「公募対象公園施設(防災物品倉庫)の使用貸借契約書」を締結しなければならない。また、2(1)公園内に独立して整備する恵美地域集会所内に移設もしくは独立して防災物品倉庫スペースを確保する場合は、前項で示した「覚書」にその内容を加えて締結しなければならない。恵美地域集会所の移転建替えを行わず、独立して保管スペースを確保する場合は、前項で示した「覚書」の「恵美会館及び恵美老人憩いの家」を「防災物品倉庫」に置き換えて「覚書」を締結しなければならない。公園外に防災物品倉庫を移設又は独立して防災物品倉庫スペースを確保する場合は、「公園外施設(防災物品倉庫)の使用貸借契約」を締結しなければならない。公園外に恵美地域集会所を整備し、恵美地域集会所内に防災物品倉庫スペースを確保する場合は、「使用貸借契約書②」にその内容を加え締結しなければならない。
- 4 事業者は、特定公園施設の維持管理を市から受託する場合は、市と毎年度、維持管理業務委託契約書を締結しなければならない。
- 5 前各項にかかり必要となる調査費、設計費、工事費、補償費等の一切の費用は、全て事業者の負担とする。

(秘密保持)

第10条 市及び事業者は、本事業又は本基本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本実施協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 市が法令又は大阪市情報公開条例（昭和 63 年大阪市条例第 11 号）等に基づき開示する情報

2 市又は事業者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

3 前項の場合において、市及び事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者と秘密保持契約を締結するなど、第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

4 本協定の各当事者は、相手方当事者が秘密情報を、国及び協力法人（事業者が公募設置等指針等に記載された条件に適合し、市の指定する様式に従い市へ提出した、本件施設の設計整備を実施する者をいう。）へ開示することについて、各社に本条と同等の秘密保持義務を負担させることを条件として本条第 1 項に定める守秘義務に反しないことを確認する。

5 市及び事業者は、事業期間の満了後又は第 8 条第 1 項に基づき本基本協定が解除された場合もしくはその他の事由により本基本協定が終了した場合は、第 1 項の情報について、市及び事業者が自らに適用される法令等又は社内規定・手続き等によって義務付けられる期間保存した後、適正に廃棄しなければならない。また、市又は事業者は廃棄が完了した時は、書面により相手方にその旨を報告しなければならない。

(協定の変更等)

第11条 本基本協定の変更は、市と事業者の書面による合意により行うものとする。

2 市が、公募設置等計画を認定した日以降、本基本協定中「設置等予定者」とあるのは、「認定計画提出者」に読み替えて適用するものとする。

(有効期間)

第12条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から、実施協定締結の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条、第 10 条、第 13 条及び第 14 条の規定の効力は、本協定の解除又は期間満了による終了後においても存続する。

(準拠法)

第13条 本基本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第14条 市と事業者は、本基本協定に関する一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議等)

第15条 本基本協定に規定のない事項又は本基本協定若しくは本基本協定に基づく権利義務に関し、疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上を証するため、本書を●通作成し、市及び事業者がそれぞれ記名押印の上、市並びに事業者の代表構成員及び各構成員が各1通を保有する。

令和●年●●月●●日

市 大阪市北区中之島1-3-20
大阪市長 横山 英幸

事業者

代表構成員

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)

構成員

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)

構成員

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)